

平成27年度  
第1回登米市総合教育会議  
会議日程

日時 平成27年7月21日(火)  
午後1時30分  
会場 追庁舎第3委員会室

1、開 会 (午後 時 分)

2、議 題

(1) 登米市総合教育会議の運営について

(2) 「教育等の振興に関する施策の大綱」の策定について

3、そ の 他

4、閉 会 (午後 時 分)

## 登米市総合教育会議の運営に関する要綱（案）

### 第1 【趣旨】

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、登米市総合教育会議（以下「会議」という）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 【構成員】

会議は、市長及び教育長、教育委員をもって構成する。

### 第3 【会議】

会議は、市長が招集するとともに、議長の任に当たる。

- ① 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- ② 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

### 第4 【意見聴取】

会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者または学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

### 第5 【会議の公開】

会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、または会議の公開が著しく害される恐れがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

### 第6 【議事録】

市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。

### 第7 【事務局】

会議の事務局を、教育委員会教育部教育総務課に置く。

### 第8 【補足】

この要綱に定めるもののほか、会議の運営などに関し必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って定める。

## 総合教育会議の傍聴に関する決まり

### (傍聴の手続)

- 第1条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。
- 2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称及び傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

### (傍聴席に入ることのできない者)

- 第2条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険なものを持っている者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) 異様な服装をしている者
  - (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
  - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
  - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし議長の許可を受けた場合は、この限りでない。

### (傍聴人の守るべき事項)

- 第3条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の開催場所における言動に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りではない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) パーソナルコンピュータ、携帯電話などの類は、電源を切り、使用しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の開催場所の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

### (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

- 第4条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

### (傍聴人の退場)

- 第5条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

### (係員の指示)

- 第6条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならぬ。

### (違反に対する措置)

- 第7条 傍聴人がこの規定に違反したり、または会議の開催場所の秩序を乱す恐れがあるときは、議長は傍聴の許可を取り消し、退場を命ずることができる。